

横須賀市共同学校事務室の設置等に関する規則制定について(議案第2号)

【1】 制定理由

「教職員の働き方改革方針(横須賀スクールスマイルプラン)」に基づき、平成30年度より学校事務職員分科会を立ち上げ、学校運営への参画について具体的な取組みの検討を進めてきた。

学校教育法において学校事務職員の職務規定が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に一部改正(平成29年4月1日)され、学校におけるマネジメント機能を強化するために、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である学校事務職員が、より主体的に積極的に校務運営に参画し学校長を補佐する姿が求められている。

また、学校における働き方改革の推進に当たっても、学校事務の適正化と効率的な処理、事務機能の強化を更に進める必要があると国の答申(中央審議会)でも示されている。

その校務運営に参画する姿や事務機能強化を実現していくためには、法律の一部改正(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)により制度化された「共同学校事務室」の設置・運営が有効な手段に成り得ると考え、様々な情報収集、先行自治体の視察を行いながら、組織体制の整備を進めてきている。

本制度の設置に当たっては、教育委員会による規則制定を行うことが必要とされていることから、本議案の提出を行うこととした。

【2】 制定概要

共同学校事務室とは、日常は各校で勤務している学校事務職員が、定期的に1つの学校に集まり(本市では市内8地域に区分し、原則として毎月1回集まる)、専門的な能力を積極的に活用し、様々な事務業務や課題に対応していくため、複数の学校の事務業務を共同して処理を行う等、事務機能の強化、事務の効率化等の推進を目的とした組織である。

多くの学校では、学校事務職員が1名配置となっている学校が多くある中で、複数人で複数校の業務を行う組織の位置付けを行うことにより、これまで以上に業務の適正化・効率化、OJTによる人材育成が期待できる。

また、教員・事務職員間の業務分担の見直しや、事務職員の校務運営への参画が行われ、働き方改革の推進や教育活動の充実が期待できる。

【3】 施行期日

令和3年4月1日